

6. 植物検疫制度等

(1) 植物防疫法

ア 植物防疫法（抄）

昭和25年5月4日法律第151号

最終改正：平成27年9月18日法律70号

(輸入の制限)

第六条 輸入する植物（栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、次に掲げる植物及びその容器包装については、この限りでない。

- 一 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物及びその容器包装であるためこの章の規定により特に綿密な検査が行われるもの
- 二 農林水産省令で定める国から輸入する植物及びその容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの
- 2 農林水産省令で定める地域から発送された植物で、第八条第一項の規定による検査を的確に実施するためその栽培地において検査を行う必要があるものとして農林水産省令で定めるものについては、前項の規定によるほか、輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果農林水産省令で定める検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。この場合においては、同項ただし書（第一号を除く。）の規定を準用する。
- 3 植物及び次条第一項に掲げる輸入禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、農林水産省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。
- 4 植物及び次条第一項に掲げる輸入禁止品は、小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次項において「信書便物」という。）としては、輸入してはならない。
- 5 植物又は次条第一項に掲げる輸入禁止品を小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は信書便物として受け取った者は、遅滞なく、その現品を添えて植物防疫所に届け出なければならない。
- 6 第一項本文又は第二項の農林水産省令を定める場合には、前条第二項の規定を準用する。

(輸入の禁止)

第七条 何人も、次に掲げる物（以下「輸入禁止品」という。）を輸入してはならない。ただし、試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの
 - 二 検疫有害動植物
 - 三 土又は土の付着する植物
 - 四 前各号に掲げる物の容器包装
- 2 前項但書の許可を受けた場合には、同項の許可を受けたことを証する書面を添附して輸入

しなければならない。

- 3 第一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができる。
- 4 第一項第一号の農林水産省令を定める場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

(輸入植物等の検査)

第八条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のままで、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検査有害動植物（農林水産大臣が指定する検査有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。）があるかどうかについての検査を受けなければならない。ただし、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

- 2 前項の検査は、第六条第三項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。
- 3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。
- 4 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。
- 5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵便株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。
- 6 前項の検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて植物を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、植物防疫官の検査を受けなければならない。
- 7 農林水産省令で定める種苗については、植物防疫官は、第一項、第三項、第五項又は前項の規定による検査の結果、検査有害動植物があるかどうかを判定するためなお必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。

(種苗の検査)

第一三条 農林水産大臣の指定する繁殖の用に供する植物（以下「指定種苗」という。）を生産する者（以下「種苗生産者」という。）は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならない。

※（告示）検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件

※（告示）種馬鈴しょ検査規程

- 2 植物防疫官は、前項の検査のみによつては有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、指定種苗の栽培前若しくは採取後における検査をあわせて行うことができる。
- 3 植物防疫官は、第一項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林水産大臣の指定する有害動物及び有害植物がないと認めたときは、当該種苗生産者に対して、合格証明書を交付しなければならない。
- 4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。
- 5 植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植

物があると認めるときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。

6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従って必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。

7 第一項の指定をする場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

(適用除外)

第十六条 次に掲げる指定種苗については、第十二条から前条までの規定は適用しない。

一 農林水産大臣の指定する地域で生産される指定種苗

※(告示) 検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件

二 都道府県又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準に従って自ら検査する指定種苗

三 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗

(植物等の移動の制限)

第十六条の二 農林水産省令で定める地域内にある植物で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及びその容器包装は、農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、植物防疫官が、その行なう検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、又は農林水産省令で定める基準に従って消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の農林水産省令を定める場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

(植物等の移動の禁止)

第十六条の三 農林水産省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない

2 前項の農林水産省令を定める場合には第五条の二第二項の規定を、前項ただし書の場合には第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(防除の内容)

第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の防除を行うため必要な限度において、左の各号に掲げる命令をすることができる。

一 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。

※(告示) イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令

※(告示) ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令

二 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。

三 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該植物又は容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置を命ずること。

と

- 四 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある農機具、運搬用具等の物品又は倉庫等の施設を所有し、又は管理する者に対し、その消毒等の措置を命ずること。
- 2 前条第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同条第二項の規定によるいとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、同項の規定による告示をしないで、前項第三号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し、若しくは附着しているおそれがある植物若しくは容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。

イ 植物防疫法施行規則（抄）

昭和25年6月30日 農林省令第73号

最終改正：平成29年1月16日 農林水産省令第3号

（栽培地検査を要する植物等）

第五条の四 法第六条〔輸入の制限〕第二項の農林水産省令で定める地域、植物及び検疫有害動植物は、別表一の二のとおりとする。

2 前項に掲げる植物は、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）

第九条 法第七条〔輸入の禁止〕第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

- 一 別表二に掲げる地域及び植物
- 二 別表二の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）
- 三 別表一の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。）

（農林水産省令で定める種苗）

第十四条 法第八条〔輸入植物等の検査〕第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

- 一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

（移動制限地域及び移動制限植物）

第三十五条の二 法第十六条の二〔植物等の移動の制限〕第一項の地域及び植物を別表三及び別表四のとおり定める。

（移動検査及び検査確認の表示）

第三十五条の四 法第十六条の二〔植物等の移動の制限〕第一項の検査（以下この条において「移動検査」という。）は、次の各号に掲げるものについて行う。

- 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物及びこれらの容器包装
 - 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物
- 2 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。ただし、当該植物又はその容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行なうことができる。
- 一 前項各号に掲げる植物又はその容器包装について、当該植物の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。
 - 二 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。
- 3 移動検査を受けようとする者は、当該植物又はその容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

- 4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。
- 5 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。
- 6 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物又はその容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物又はその容器包装に検査合格証明書(第二十二号の五様式)若しくは検査合格証票(第二十二号の六様式)を添付し、又は検査合格証印(第二十二号の七様式)を押印し、若しくは検査合格証紙(第二十二号の八様式)をはり付けてするものとする。

(消毒の基準)

第三十五条の六 法第十六条の二〔植物等の移動の制限〕第一項の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物の欄に掲げる植物の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

(移動禁止地域及び移動禁止植物等)

- 第三十五条の七 法第十六条の三〔植物等の移動の禁止〕第一項の農林水産省令で定める地域内にある植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。
- 2 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表七のとおり定める。

(2) 植物防疫法に基づく輸入規制

ア 植物防疫法施行規則 別表一の二 (第5条の4関係(植物防疫法第6条関係))

輸出国で栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 平成29年1月16日農林水産省令第3号

ばれいしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
一. トルコ、オランダ、ドイツ、ベルギー、ポルトガル、南 アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。 以下この表において同じ。)、アルゼンチン	きくごぼう、てんさい、にんじん及びば れいしょの生植物の地下部であつて 栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブ センチュウ)
三. オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリ ア、ニュージーランド	アスパラガス、おらんだいちご、きくご ぼう、トマト及びばれいしょの生植物 の地下部であつて栽培の用に供し得 るもの	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビア ネコブセンチュ ウ)
四. インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウ ズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフス タン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニス タン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、 リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、 エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	オープンティア・トルティスピナ、オープン ティア・フラギリス、トマト、ばれいしょ、 マミラリア・ビビパラ及びふだんそう属 植物の生植物の地下部であつて裁 培の用に供し得るもの	<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチ ュウ)
五. インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タ イ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、 マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマ ーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガン ダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメル ーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共 和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、 ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、 マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビ ーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアド ル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアド ループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイ カ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニ カ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグ ア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベ リーズ、ペルー、マルチニーク島、メキシコ、オース トラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、パプア ニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	アボガド、うこん、おくら、ケロシヤ・ニ ティダ、ココやし、さといも、さとうきび、 しょうが、しよくようかんな、だいしょ、 ちや、とうもろこし、ばれいしょ、びん ろうじゆ、らつかせい(さやのない種 子を除く。)、アンスリウム属植物、 カラテア属植物、くずうこん属植物、 コーヒーノキ属植物、こしょう属植物、 バショウ属植物、フィロデンドロン属植 物及びふだんそう属植物の生植物の 地下部であつて栽培の用に供し得る もの	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセ ンチュウ)

イ 植物防疫法施行規則 別表二(第9条関係(植物防疫法第7条関係))

輸入禁止地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 平成29年1月16日農林水産省令第3号

(ア)かんしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
<p>六. インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルデイク、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部</p>	<p><i>Cylas formicarius</i> (アリモドキノウムシ)</p>
<p>七. 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部</p>	<p><i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)</p>
<p>一三. アメリカ合衆国、ハワイ諸島</p>	<p>アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、きだちとうがらし、こしよ、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パインアップル、ピヌス・エリオッティ、ペポかぼちや、メロン、らつかせい(さやのない種子を除く。)、リーキ、れいし、アンスリューム属植物(付表第四十九に掲げるものを除く。)、バショウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部</p>	<p><i>Radopholus cyriophilus</i> (カンキツネモグリセンチュウ)</p>

(イ)ばれいしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
八. インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス及びギリシャを除く。)、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	<i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゅ病菌)
十. インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	あかざ属植物及びなす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部	<i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシロセンチュウ)
十一. インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、スイス、スウェーデン、スペイン、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部	<i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシロセンチュウ)

(3) 輸入検疫について

ア 輸入植物等の検査（隔離検疫）について（植物防疫法第8条関係）

輸入植物検疫は、原則として輸入時に輸入された港や空港、郵便局において目視で検査をし、必要に応じて植物防疫所の検定室に持ち込んで綿密な検査を行います。

しかしながら、栽培用の種子、苗、穂木、球根などの種苗は、輸入時の検査だけでは発見が困難なウイルス病などに汚染されている可能性があり、かつ、これら種苗類は国内のほ場に直接植え付けられ長期間栽培されるため病虫害侵入の危険性が非常に高まります。

このため、特にリスクの高い種苗類（隔離検疫対象植物）については日本への輸入に際して、他の植物類が栽培されているほ場とは隔離されたほ場に一定期間植え付け、栽培期間中に検査を行う隔離検疫が行われます。

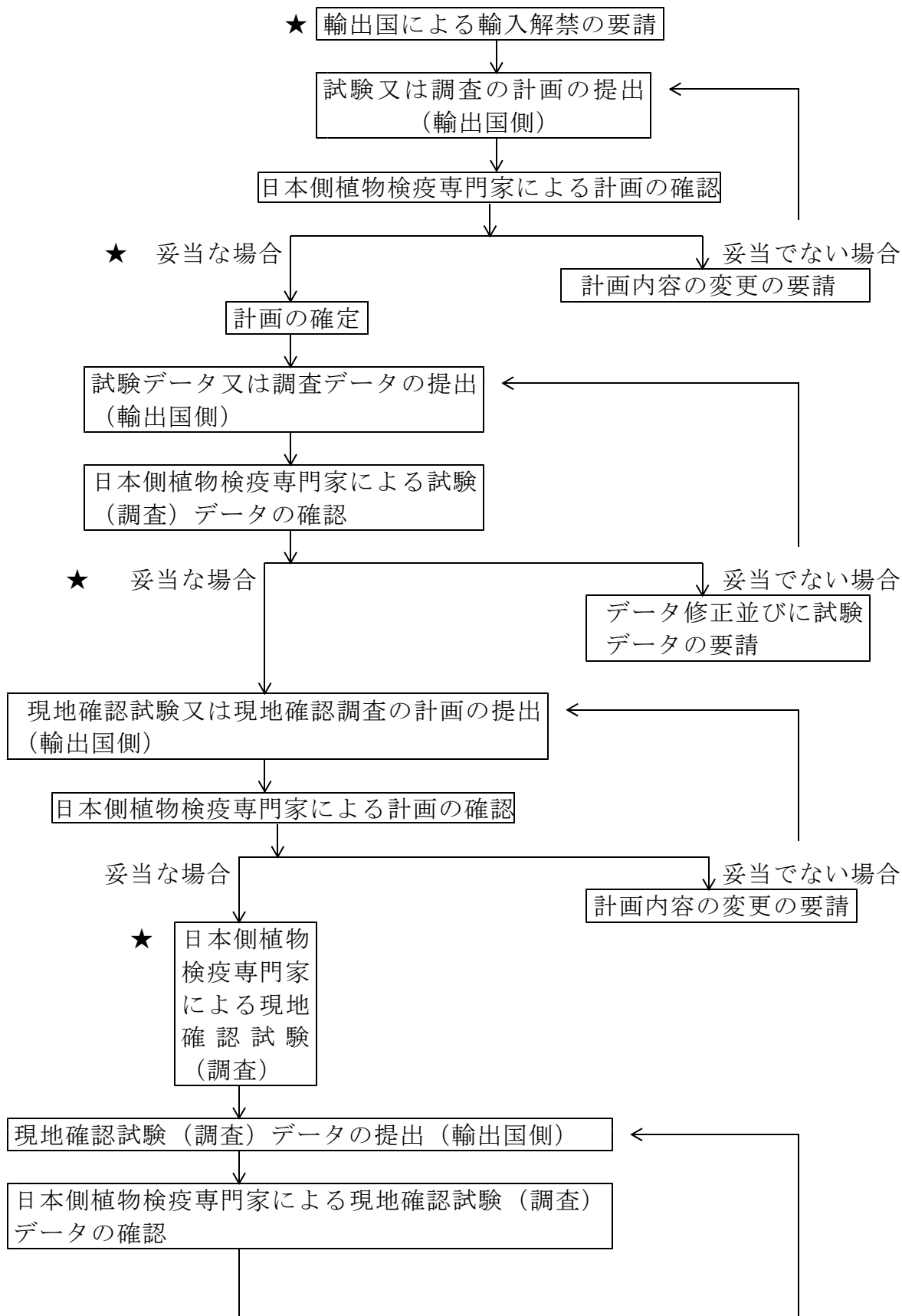
隔離検疫の対象となる植物は具体的に決められています。詳細は輸出入条件詳細情報で検索することができますのでご利用ください。

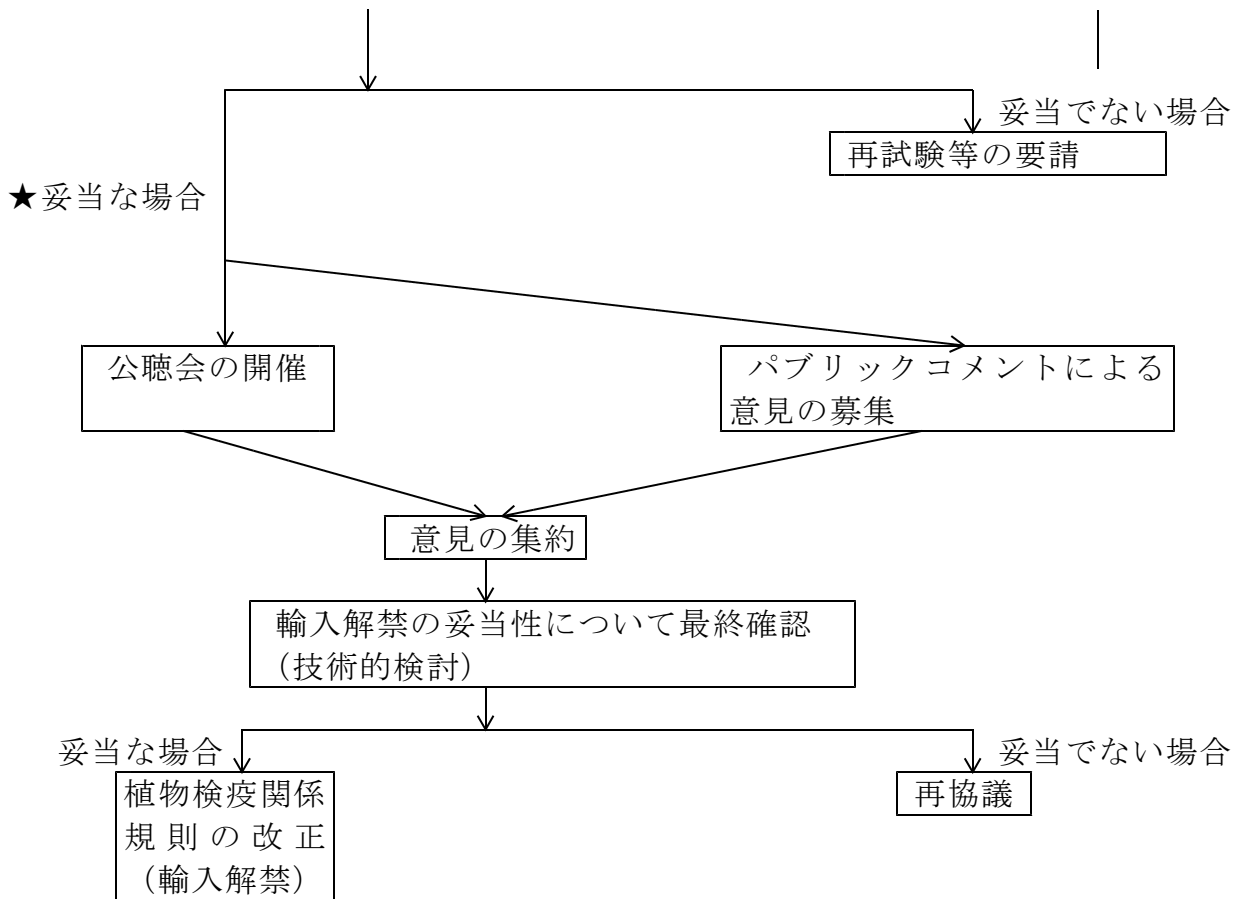
隔離検疫の実施手続き等の詳細につきましては、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

○ 隔離検疫対象植物一覧（抜粋）

- 一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

イ 輸入解禁要請に関する検証の標準的手続きのフローチャート





★：進捗状況を公表する時期
 (「通商弘報」に公表)

ウ 輸入解禁要請等の進捗状況 (平成29年12月7日現在)

要請の対象	解禁要請年月	輸出国により輸入解禁要請が行われたもの	試験又は調査の計画が確定したもの	試験データ又は調査データの確認が終了したもの	現地確認試験又は現地確認調査の計画が確定したもの	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの	公聴会・パブコメ募集が終了したもの
オランダ産ばれいしょ生塊茎	1995年5月	●					
ハンガリーのじゃがいもがんしゅ病の無発生地域の認定	2017年3月	●					
ニュージーランド産馬鈴しょ生塊茎(加工用)	2006年7月	●					

エ 輸入解禁条件の変更要請に関する検証の現状 (平成29年12月7日現在)

変更要請の対象		変更要請年月	変更要請の概要	検討状況
アメリカ合衆国	ばれいしょ生塊茎	2007年11月	アイダホ州の一部地域からの輸入再開	相手国との協議が終了し、2017(平成29)年9月に輸入停止を解除
		2017年10月	通年の市場アクセスの認可	輸入条件の変更要請の内容を確認中
		2017年10月	輸入後の全ての国内規制の撤廃	輸入条件の変更要請の内容を確認中

(4) 種ばれいしょ検疫について

ア 種馬鈴しょ検疫規程

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十五条第二項において準用する同法第十一条第一項の規定に基き、昭和二十六年農林省告示第五十八号をもつて同法第十三条第一項の指定種苗として指定した馬鈴しょの検疫規程を次のように定める。

昭和26年2月27日 農林省告示第59号

最終改正：平成28年4月1日 農林水産省告示884号

(規程の適用)

第一条 種馬鈴しょの検疫については、植物防疫法（以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(検査の範囲)

第二条 検査は、法第十三条第一項の規定によるほ場における栽培中の検査（以下「ほ場検査」という。）並びに同条第二項の規定による使用予定種馬鈴しょ、植付予定ほ場及び生産された馬鈴しょ（以下「生産物」という。）の検査とする。

(対象有害動植物)

第三条 法第十三条第三項の有害動物及び有害植物は、次のとおりとする。

一 有害動物

ジャガイモガ、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウ

二 有害植物

馬鈴しょウイルス、輪腐病菌、そうか病菌、粉状そうか病菌、黒あざ病菌、疫病菌及び青枯病菌

(検査の申請)

第四条 規則第三十二条第一項の検査申請書は、別記様式によるものとし、その提出期限は、次のとおりとする。

春 作 三月三十一日

秋作用春作 二月末日

秋 作 八月三十一日

(標札の掲示)

第五条 規則第三十二条第二項〔規定の準用〕において準用する規則第二十四条第二項〔標札の樹立及び立ち会い〕に規定する標札は、種馬鈴しょの植付後直ちに検査を受ける各ほ場に掲げるものとする。

(検査の時期)

第六条 検査の時期は、次のとおりとする。

一 使用予定種馬鈴しょ及び植付予定ほ場検査 植付前

二 ほ場検査

春作

第一期 ほう芽後植物体長十五センチメートルごろ

第二期 着らい期から開花期まで

第三期 落花後二十日ごろまで

秋作用春作

第一期 ほう芽後植物体長十五センチメートルごろ

第二期 着らい期から開花期まで

秋作

第一期 ほう芽後二十日ごろ

第二期 ほう芽後三十日ごろ

三 生産物検査 掘取期から選別期まで

2 前項の第一期のほ場検査は、使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査に、第二期のほ場検査は第一期のほ場検査に、第三期のほ場検査は第二期のほ場検査に、生産物検査は第三期のほ場検査（秋作用春作及び秋作の場合には第二期のほ場検査）に合格したものについて行う。

（検査の方法）

第七条 前条第一項第一号の使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査（ジャガイモシストセンチユウ又はジャガイモシロシストセンチユウの発生している地域におけるジャガイモシストセンチユウ及びジャガイモシロシストセンチユウに係る植付予定ほ場の検査を除く。）は、検査申請書の審査をもつてこれに代えることができる。

2 前条第一項第二号のほ場検査は、ジャガイモシストセンチユウ及びジャガイモシロシストセンチユウに係るものについてはほ場別に任意抽出して掘り取った馬鈴しよについて、それ以外に係るものについてはほ場別及び品種別にほ場に生育中の全ての馬鈴しよについて行う。

3 前条第一項第三号の生産物検査は、ジャガイモシストセンチユウ及びジャガイモシロシストセンチユウに係るものについてはほ場別に、それ以外に係るものについてはほ場別及び品種別に任意抽出の方法によつて行う。

（検査合格の基準）

第八条 第六条第一項の各時期検査の合格の基準は、次のとおりとする。

一 使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査

イ 使用予定種馬鈴しよは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構で生産されたもの、これを用いて道県の直接管理する原種ほにおいて増殖されたもの又は植物防疫官が採種用種馬鈴しよとして適当と認めたもので、植付前に消毒が実施されたものであること。

ロ 植付予定ほ場は、次の（１）及び（２）に該当すること。

（１）ジャガイモシストセンチユウ若しくはジャガイモシロシストセンチユウの発生している地域にないこと又はジャガイモシストセンチユウ若しくはジャガイモシロシストセンチユウの発生している地域にある場合にあつては、土壤検診の結果ジャガイモシストセンチユウ及びジャガイモシロシストセンチユウが検出されないこと。

（２）高冷地にあること又はアブラムシ及びヨコバイの発生が比較的少ない地域にあり、かつ、ほ場に隣接する土地に馬鈴しよウイルス病にり病しているなす科の植物が生育していない等種馬鈴しよの生産に適した条件にあると認められること。

二 各期ほ場検査

イ ジャガイモシストセンチユウ及びジャガイモシロシストセンチユウの付着を認めない

こと。

ロ バイラス病株、異常株及び青枯病株を認めないこと。

ハ 全生育期間を通じ輪腐病の発生が全くないこと。

ニ 疫病病株又は黒あざ病株の被害の程度の著しいものの割合が植付株数の一割を超えないこと。

ホ 馬鈴しよウイルス病を媒介するアブラムシ及びヨコバイの発生の程度が軽微であること。

三 生産物検査

イ ジャガイモガによる被害を認めないこと。

ロ ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウの付着を認めないこと。

ハ そうか病、粉状そうか病、黒あざ病及び疫病の被害の軽微なものの合計が全体の一割を超えないこと。

ニ くわ、有害動物等により損傷を受けたものがないこと。

イ 検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第一三条第一項の指定種苗として次の植物を指定し、同法第十六条第一号の地域を次のように定め、昭和二十六年三月一日から適用する。

昭和26年2月27日 農林省告示第58号

最終改正：平成28年4月1日 農林水産省告示884号

一 馬鈴しよ（次に掲げるものであつて、あらかじめ、別記様式により植物防疫官に届け出たものを除く。）

（一）昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号（種馬鈴しよ検疫規程）第三条に規定する有害動物及び有害植物のすべてを除去した上で行われる組織培養による馬鈴しよの母本の作成の用に供されるもの

（二）（一）により作成された馬鈴しよの母本（譲渡又は譲渡を委託する場合にあつては、（一）の作成後初めて譲渡されるものに限る。）

（三）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に譲渡され、その業務（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第三項及び第四項に規定するものに限る。）の用に供されるもの

（四）都道府県の試験研究機関、農林水産省が所管する独立行政法人又は都道府県が設立した地方独立行政法人に譲渡され、その試験研究の用に供されるもの

（五）植物防疫所若しくは那覇植物防疫事務所又は病虫害防除所に譲渡され、これらの機関が行う検疫、防除、調査又は研究の用に供されるもの

（六）植物防疫法第八条の規定による検査に合格し、植物防疫官によりその旨の証明を受けたもの

二 北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県を除く各都道府県の地域

ウ 種馬鈴しょ検疫実施要領

昭和49年 8月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達
平成30年 6月 8日付け30消安第1034号最終改正

(総 則)

第1 種馬鈴しょの検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）
同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び種馬鈴しょ検疫規程
（昭和26年 2月27日農林省告示 第59号。以下「規程」という。）に定めるほか、この要領に
より実施するものとする。

(補助員の設置等)

第2 植物防疫所長は、毎年度検査申請書の提出期に先立ち、馬鈴しょの病菌害虫に関する知
識を有する者に、辞令（別記第1号様式）を交付して種馬鈴しょ防疫補助員（以下「補助
員」という。）を委嘱し、植物防疫官が行う検査の事務を補助させるものとする。

2 植物防疫官は、市町村等の地区ごとに、種馬鈴しょ生産者（以下「生産者」という。）に
代表者を互選させ、その氏名を通知させるものとする。

3 補助員は、前項の規定により互選された代表者（以下「代表者」という。）に対し、植物
防疫官を補助して検査実施の事務を担当すること及び規則第32条第1項に定める検査申請書
の受付けたることを通知するものとする。

4 植物防疫所長は、病菌害虫の発生状況等を勘案して必要と認めた場合には、補助員及び生
産者に対し、病菌害虫の防除等に関する講習を行うものとする。

(検査申請書の受理等)

第3 補助員は、代表者から必要部数の検査申請書を受け付けたときは、1部を控えとし、
残部に集計表（別記第2号様式）を添えて道県を經由し植物防疫官に提出するものとする。

2 植物防疫官は道県を通じて及び道県は補助員を通じて、規程第7条第1項のジャガイモシ
ストセンチュウ又はジャガイモシロシストセンチュウ（以下「シストセンチュウ」と総称す
る。）の発生している地域（以下「シストセンチュウ発生地域」という。）の代表者に対し、
植物防疫官がシストセンチュウに係る植付予定ほ場の検査を種馬鈴しょの植付け前に終了し
うる期日までに検査申請書を提出するよう指導するものとする。

3 シストセンチュウ発生地域は、別表1に掲げる地域とする。

(検査期日の通知)

第4 植物防疫官は、検査期日をあらかじめ道県を通じ補助員に通知するものとする。

2 補助員は、植物防疫官の検査期日を、あらかじめ代表者を通じ生産者に通知するものとし
る。

(補助員の階層区分け等)

第4の2 補助員は、生産者に対し、バイラスり病株の抜取り等の病菌害虫の防除措置等を的
確に行うよう指導するとともに、ほ場検査前に、すべてのほ場について階層区分けを行うも
のとする。

2 前項の階層区分けは、バイラスり病株等の識別がよく行われ、かつ、その抜取り等の病菌

害虫の防除措置等が適確に行われているほ場をA階層とし、それ以外のものをB階層とすることにより行うものとする。

- 3 補助員は、生産者に対し、第1項の階層区分けの期日及び内容をあらかじめ周知させ、バイラスリ病株の抜取り等の病菌害虫の防除措置等を当該期日前に行うよう指導するものとする。
- 4 補助員は、生産物検査前に生産物の選別を完了するよう生産者に対し指導するとともに、当該選別の状況を調査するものとする。
- 5 補助員は、病菌害虫の防除状況、階層区分けの実施結果、生産物の選別状況等について、補助員野帳（別記第3号様式）に記録するとともに、必要に応じ植物防疫官に報告するものとする。

（検査の方法等）

第5 検査は、別表2に掲げる方法により行うものとする。ただし、別表3の検査の欄に掲げる検査ごとと同表の地区の欄に掲げる地区においては、同表の記録審査の欄に掲げる検査の全部又は一部は、第4の2第5項による補助員野帳の記録を審査することにより行うことができるものとする。

（検査合格の基準）

- 第6 規程第8条第1号ロ（2）に定める隣接する土地の範囲は、植付ほ場から最低5メートル以内の土地とする。ただし、この間にアブラムシの移動を防ぐため適当な障壁が設けられている場合はこの限りでない。
- 2 植付ほ場から最低5メートル以内の土地に馬鈴しょバイラス病にり病していると認められる馬鈴しょがない場合には、原則として、種馬鈴しょの生産に適した条件にあると認められるものとする。
- 3 規程第8条第2号ロに定めるバイラスリ病株を認めないこととは、次のいずれかに該当することとする。
 - （1）検査の申請に係るほ場のすべてを検査する場合には、り病株の残存率が0.3%未満であること。
 - （2）検査の申請に係るほ場の数より少ない数のほ場を抽出して検査を行う場合には、抽出した全ほ場におけるり病株の平均残存率が0.1%以内で、かつ、り病株の残存率が0.3%以上のほ場の数が抽出したほ場の数の20%以内であること。ただし、り病株の残存率が0.3%以上であるほ場を除く。
- 4 規程第8条第2号ホに定める青枯病り病株を認めないこととは、り病株の残存率が2%未満であることとする。
- 5 規程第8条第2号ハに定めるアブラムシ及びヨコバイの発生量の基準は、1株当たりおおむね50頭を超えるアブラムシ及びヨコバイが付着する株の数が抽出した株の数の過半数を超えないものとする。
- 6 検査の申請に係るほ場の数より少ない数のほ場を抽出して検査を行う場合には、ほ場検査の結果、青枯病、疫病、黒あざ病又はアブラムシ及びヨコバイの合格の基準に適合しないほ場の数が抽出したほ場の数の20%を超える場合には、当該検査の申請に係るほ場のすべてを合格としないこととする。
- 7 規程第8条第3号イに定めるジャガイモガによる被害を認めないこととは、被害を受けた馬鈴しょの数が抽出した馬鈴しょの数の1%を超えないこととする。
- 8 規程第8条第3号ニに定めるくわ、有害動物等による損傷には、軽微なものは含まれない

ものとする。

- 9 植付けの遅延、葉の損傷、雑草の繁茂等のため検査の実施が著しく困難な場合は、当該ほ場の検査を中止することができるものとする。

(植物防疫員の検査)

- 第7 植物防疫員は、植物防疫官の指示に基づき、植物防疫官に代わつて検査を実施できるものとする。

(合格数量の調査)

- 第8 植物防疫官は、ほ場検査終了後検査に合格している馬鈴しょについて原則として各ほ場別、品種別に補助員をして掘り取りの方法により収量の調査を実施させるものとする。
- 2 補助員は、掘り取り調査の結果等を勘案して各ほ場別、品種別の予想数量を取りまとめ、合格ほ場一覧表(別記第4号様式)により道県を経由して植物防疫官に報告するものとする。

(検査結果の報告)

- 第9 植物防疫員は、植物防疫官の指示による検査の結果について、検査野帳(別記第5号様式)をもつて植物防疫官に報告するものとする。
- 2 植物防疫官は、検査結果を前項の検査野帳に記録し一定期間保存するものとする。
- 3 植物防疫所長は、検査結果を取りまとめ、検査成績表(別記第6号様式及び第7号様式)により消費・安全局長に報告するものとする。

(検査結果の通知等)

- 第10 植物防疫官は、検査の合否及び不合格となつた場合にあつてはその理由を、補助員を通じ、生産者に対し通知するものとする。
- 2 生産者は、検査に不合格となつたほ場について、不合格の理由について不服があるときは、補助員を通じ植物防疫官に対しその理由について説明を求めることができる。

(検査合格証明書及び合格証票の交付)

- 第11 植物防疫官は、検査に合格した生産物を所有する生産者に対し検査合格証明書(規則第21号様式)及び同合格証票(規則第22号様式)を補助員を通じ交付するものとする。
- 2 補助員は、前項の検査合格証票の交付に際し、第8第2項の合格ほ場一覧表に交付した検査合格証票の枚数を記入するものとする。
- 3 補助員は、生産者に対し、生産物の出荷に際し検査合格証票の品種、栽培地及び生産者氏名欄に記入するよう指導し、必要により記入を確認するものとする。

(シストセンチュウ発生地域の指定等)

- 第12 各道県植物防疫主務部長は、第3の3により別表1に定めるシストセンチュウ発生地域以外の地域において、シストセンチュウの発生が新たに確認された場合は、別記第8号様式により当該道県の区域を管轄する植物防疫所長に報告するものとする。

なお、植物防疫法関係事務に係る処理基準(平成12年4月11日付け12農産第2652号農林水産事務次官依命通知)又は重要病害虫発生時対応基本指針(平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知)による報告は、別途これらの通知に定めるところにより行うものとする。

- 2 植物防疫所長は、1の報告内容について、必要な情報が記載されていることを確認した上

で、消費・安全局長に報告するものとする。

- 3 消費・安全局長は、2の報告を受けた場合、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条に基づく字の区域又は市町村の行政区設置条例に基づく行政区（以下「字等」という。）を単位として当該地域をシストセンチュウ発生地域に指定する。

ただし、報告内容から、シストセンチュウ発生地域が当該字等の一部区域に限定されており、かつ、次の全ての条件を満たしていると判断される場合は、当該字等の一部区域のみをシストセンチュウ発生地域に指定するものとする。

(1) 河川や山林等の地形要因からシストセンチュウのまん延防止が図られると判断できること。

(2) 市町村等の実施するシストセンチュウまん延防止対策が有効であると判断できること。

- 4 シストセンチュウの発生が新たに確認された地域について、当該地域がシストセンチュウ発生地域に指定されるまでの間、植物防疫官は、シストセンチュウ発生地域と同様の取扱いをするものとする。

(違反出荷に対する措置)

第13 植物防疫官は、法第13条第4項の規定に違反して譲渡され又は検査を受けた栽培地の属する道県外へ移出された疑いのある種馬鈴しょを所持している者を発見したときは、直ちに植物防疫所長に報告するものとする。

- 2 植物防疫員又は補助員は、前項の疑いがある種馬鈴しょを発見したときは、直ちに所持者の住所、氏名等を植物防疫官に報告するものとする。

- 3 植物防疫官は、法第13条第4項に違反した種馬鈴しょの廃棄をするときは、植物防疫所長の指示によりこれを行うものとする。

(ア) シストセンチュウ発生地域

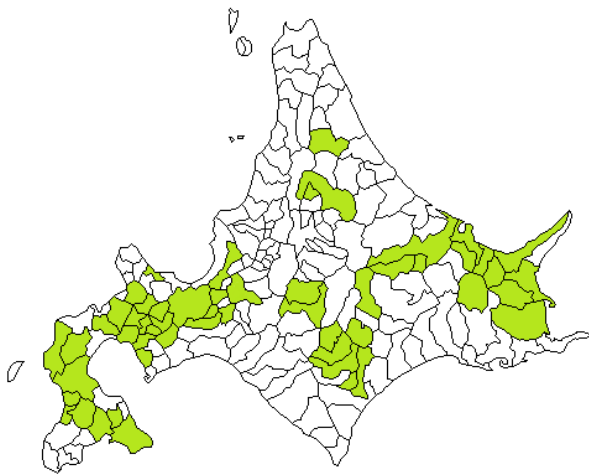
道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
北海道	網走郡	大空町	東藻琴清浦、東藻琴新富、東藻琴末広、東藻琴大進、東藻琴西倉及び東藻琴明生地区
	網走市		稲富、卯原内、浦士別、音根内、嘉多山、北浜、清浦、向陽ヶ丘、越歳、栄、昭和、豊郷、中園、能取、二見ヶ岡、鱒浦、丸万、実豊、明治、藻琴、山里及び呼人地区
	虻田郡	喜茂別町 京極町 倶知安町 洞爺湖町 豊浦町 ニセコ町 真狩村 留寿都村	相川、金山、栄、尻別、鈴川、知来別、中里、花丘、比羅岡、福丘、伏見、富士見台、双葉、御園及び留産地区 春日、川西、北岡、更進、錦、松川及び三崎地区 出雲、岩尾別、寒別、北 3 条、北 4 条、北 6 条、北 7 条、琴平、末広、高砂、高見、巽、峠下、豊岡、比羅夫、富士見、扶桑、瑞穂、南四条及び八幡地区 大原、香川、富丘及び花和地区 山梨地区 有島、黒川、近藤、里見、曾我、峠、富川、豊里、西富、ニセコ、福井、宮田、元町及び羊蹄地区 美原地区を除く全地区 全地区
	石狩郡	当別町	下川町、美里及び若葉地区
	磯谷郡	蘭越町	日出及び湯里地区
	岩内郡	共和町	老古美、前田、南幌似及び梨野舞納地区
	岩見沢市		栗沢町上幌地区
	恵庭市		柏木町、北柏木町 1 丁目、下島松、中島松及び西島松地区
	江別市		大麻、西野幌、東野幌及び元野幌地区
	帯広市		愛国町東部、泉町中部及び以平町北東部地区
	河西郡	更別村 芽室町	更別区地区 上関山及び坂の上地区
	河東郡	音更町 上士幌町	共力地区 勢多、萩ヶ岡及び北門地区
	上川郡	剣淵町 清水町	旭町及び藤元町地区 羽帯中央及び御影中央地区
	亀田郡	七飯町	大川及び鳴川町地区
	川上郡	弟子屈町	川湯、屈斜路、原野、札友内、南弟子屈及び美留和地区
	北広島市		大曲、北の里、西の里榎山及び南の里地区

道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
北海道	北見市		常呂町字岐阜、常呂町字共立、常呂町字栄浦、常呂町字土佐、常呂町字富丘、常呂町字豊川及び常呂町字東浜地区
	久遠郡	せたな町	北檜山区徳島、北檜山区豊岡及び瀬棚区共和地区
	札幌市		北区新琴似9条、北区屯田6条、白石区北郷2条及び南区滝野地区
	標津郡	標津町 中標津町	川北地区 開陽、北中、協和、俵橋、豊岡、西竹及び武佐地区
	士別市		西士別町地区
	斜里郡	清里町 小清水町 斜里町	青葉、上斜里、神威、川向、江南、向陽及び札弦地区 全地区 以久科北、以久科南、ウトロ、川上、越川、朱円、朱円西、朱円東、大栄、豊倉、豊里、中斜里、日の出、富士、美咲、三井、峯浜及び来運地区
	寿都郡	黒松内町	東栄及び本ネツプ地区
	瀬棚郡	今金町	神丘、金原及び鈴岡地区
	空知郡	南富良野町	浅野西、北落合及び市街地地区
	伊達市		大滝区豊里町地区及び南稀府町地区
	常呂郡	置戸町 訓子府町	川南第4地区 柏丘、高園、北栄及び弥生北地区
	中川郡	美深町 幕別町	小車、西里、仁宇布及び報徳地区 明野地区
	爾志郡	乙部町	旭岱及び姫川地区
	野付郡	別海町	大成、西春別清川町及び西春別幸町地区
	函館市		赤坂、旭岡、石川、石倉、亀田中野、桔梗、昭和、陣川、新湊、鈴蘭丘、瀬戸川、滝沢、鶴野、豊原、中野、西桔梗、古川、米原及び見晴地区
	檜山郡	厚沢部町 江差町 上ノ国町	下新栄、社の山、滝野地区及び美和地区 小黒部町、泊町及び柳崎町地区 北村地区
	二世郡	八雲町	栄浜及び東野地区
	富良野市		西達布地区
	北斗市		追分、追分1丁目、押上、桜岱、文月、向野、茂辺地及び矢不来地区
	夕張郡	長沼町	1区南及び5区地区
余市郡	仁木町 余市町	自然別地区 浜町及び登町地区	

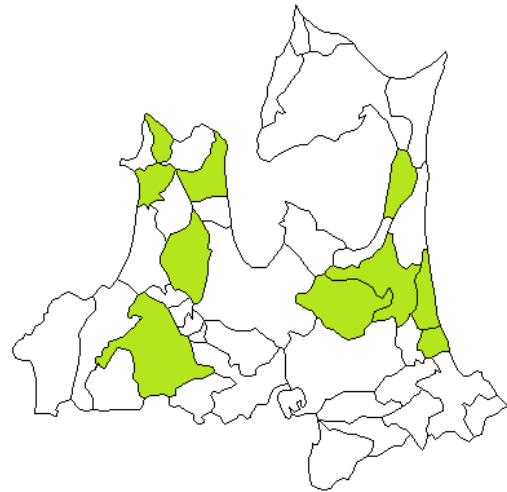
道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
青森県	上北郡	おいらせ町 七戸町 東北町 横浜町	豊栄1丁目及び向平地区 森ノ下地区 後久保及び保戸沢家ノ上地区 家ノ前川目、稲荷平、夷ヶ沢平、上イタヤノ木、 川太郎川目、太郎須田、豊栄平、吹越、大豆田及 びモダシ平地区
	五所川原市		金木町芦野及び金木町川倉七夕野地区
	東津軽郡	外ヶ浜町	蟹田小国館下地区
	弘前市		一町田村元地区
	三沢市		天ヶ森、五川目4丁目、大津、大津2丁目、大津 4丁目、織笠、北山、淋代4丁目、淋代5丁目、 淋代平、鹿中2丁目、鹿中4丁目、下夕沢、下野、 水筒、園沢、戸崎、中平、庭構、三川目4丁目、 向平、谷地頭1丁目及び横沢地区
長崎県	諫早市		小長井町打越、小長井町小川原浦、小長井町川内 及び小長井町田原地区
	雲仙市		愛野町甲、愛野町乙、吾妻町栗林名、吾妻町馬場 名、小浜町金浜、小浜町山畑、国見町土黒庚及び 瑞穂町西郷丁地区
	島原市		有明町湯江乙地区
	南島原市		加津佐町甲、加津佐町乙、加津佐町丙、加津佐町 丁、加津佐町己、南有馬町甲、南有馬町乙、南有 馬町丙、南有馬町丁、南有馬町戊及び南有馬町己 地区
熊本県	天草市		五和町二江通詞島地区

(イ) シストセンチュウ発生市町村

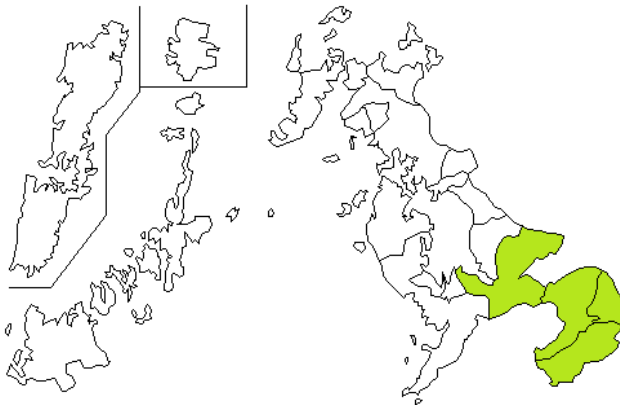
a 北海道



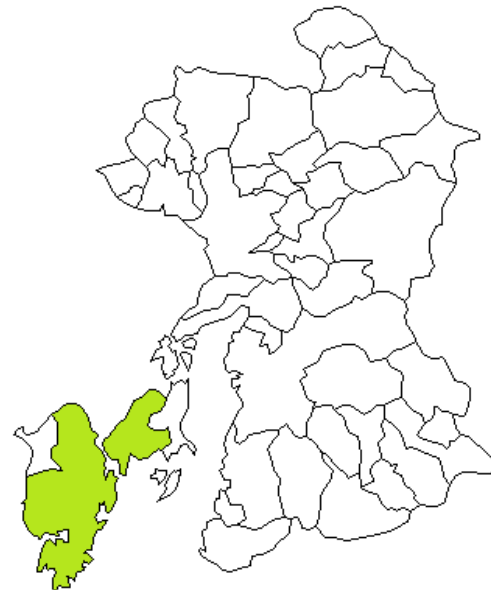
b 青森県



c 長崎県



d 熊本県



(ウ) 種ばれいしょ検査実施要領に基づく検査の方法

別表2 (第5関係)

検査	検査事項	検査方法
使用予定種馬 鈴しよ検査	産地及び系統	検査申請書その他必要な書類の審査により行う。
植付予定ほ場 検査	シストセンチュウ	シストセンチュウ発生地域にあつては土壤検診により、それ以外の地域にあつては検査申請書その他必要な書類の審査により行う。
	ほ場環境	検査申請書その他必要な書類の審査により行う。ただし、必要に応じて現地調査を行うものとする。
ほ場検査	シストセンチュウ	ほ場別に任意に抽出し掘り取った馬鈴しよ5株以上を検査する。ただし、必要に応じて、土壤検診を行うものとする。
	ウイルス病及び青枯病	ほ場別に任意に抽出した生育中の馬鈴しよ1,000株以上を検査する。
	輪腐病	ウイルス病に併せて検査し、さらに必要に応じてすべての株を検査する。また、秋作用春作及び秋作にあつても、必要があると認めた場合には、第2期ほ場検査終了後も検査を行うものとする。
	疫病及び黒あざ病	ウイルス病に併せて検査し、さらに必要に応じてすべての株を検査する。
	アブラムシ及びヨコバイ	ほ場別に任意に抽出した生育中の馬鈴しよ10株以上を検査する。
生産物検査	ジャガイモガ、シストセンチュウ、そうか病、粉状そうか病、黒あざ病及び疫病並びにくわ等による損傷	ほ場別に任意に抽出した馬鈴しよ200個以上を検査する。ただし、防疫官が検査上支障がないと認めた場合には、2つ以上のほ場を1つのほ場とみなして抽出及び検査を行うことができるものとする。

注 ほ場検査は、第4の2第2項によりA階層とされたほ場については検査の申請に係るほ場の数に応じ次に掲げる数のほ場を、B階層とされたほ場については防疫官が必要と認める数のほ場を、それぞれ任意に抽出して行うものとする。

検査の申請に係るほ場の数	抽出するほ場の数	
	第1期及び第2期ほ場検査	第3期ほ場検査
15筆以下	全数	全数
16筆以上88筆以下	15筆以上	15筆以上
89筆以上	18筆以上	

別表3（第5関係）

検 査	地 区	記 録 審 査
ほ場検査	<p>過去3年間又は過去3作のほ場検査において不合格となつたほ場がなかつたため、病菌害虫の防除措置が確実に採られると見込まれる地区</p>	<p>第1期ほ場検査 第3期ほ場検査</p>
	<p>過去3年間又は過去3作のほ場検査のうち不合格となつたほ場があつたのが1年間又は1作のみであつたため、病菌害虫の防除措置がほぼ確実に採られると見込まれる地区</p>	<p>第1期ほ場検査</p>
生産物検査	<p>過去3年間又は過去3作の生産物検査において不合格となつた馬鈴しよがなく、かつ、選別状況が不良でないため、病菌害虫の防除措置が確実に採られると見込まれる地区</p>	生産物検査

(5) 緊急防除について

ア イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令

平成21年7月21日 農林水産省令第46号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を次のように定める。

（目的）

第一条 この省令は、イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシ（以下「イモゾウムシ等」という。）の緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条 イモゾウムシ等の緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、別表に掲げる地域とする。

（移動の禁止）

第三条 防除区域内に存在するさつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにその容器包装並びにイモゾウムシ等が付着し、又は付着しているおそれがあるとして植物防疫官が指定した植物又は容器包装は、防除区域以外の地域へ移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（移動の許可）

第四条 前条ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、イモゾウムシ等の緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該植物又はその容器包装の移動の方法、移動後の管理方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、当該申請者に対し、別記様式第二号による許可証明書を交付するものとする。

3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る植物又は容器包装に添付して移動させなければならない。

（消毒又は廃棄の措置）

第五条 イモゾウムシ等が付着し、又は付着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれらを消毒し、又は廃棄すべきことを命ぜられた者は、当該植物防疫官の指示に従い、これらを消毒し、又は廃棄しなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年八月二十日から施行する。

（この省令の失効）

第二条 この省令は、平成二十五年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表（第二条関係）

鹿児島県指宿市（市道魚見岳線の終点を起点として県道下里湊宮ヶ浜線と市道湯山尾掛線との交点を通る直線、市道魚見岳線、市道魚見校尾掛線、農業用道路吹越三十号線、農業用道路吹越三十二号線、農業用道路吹越三十三号線、農業用道路吹越十二号線、市道吹越道下線、市道吹越道下線の終点と市道二反田川筋線の始点を結ぶ直線、市道二反田川筋線（国道二百二十六号線との交点から市道道下永嶺線との交点までの区間に限る。）、市道道下永嶺線、市道道下線、市道道下中通り線、市道二反田川線、市道宮久保線、市道二反田川筋線（市道宮久保線との交点から市道松ヶ窪線との交点までの区間に限る。）、市道松ヶ窪線、市道丈六温湯線、柳田川、九州旅客鉄道指宿枕崎線（柳田川との交点から逆瀬川との交点までの区間に限る。）及び逆瀬川に囲まれた地域に限る。）

イ イモゾウムシ・アリモドキゾウムシ等発生地域

(ア) 植物防疫法第16条の2（植物等の移動の制限）に係る移動制限地域及び植物
（植物防疫法施行規則別表三抜粋、第35条の2、第35の4関係）

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
二. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根であって第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。）	サツマイモノメイガ

（植物防疫法施行規則別表四抜粋、第35条の2、第35の5関係）

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
三. 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	イモゾウムシ
四. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	アリモドキゾウムシ
五. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	さつまいもの生塊根	サツマイモノメイガ

注：北緯28度40分以南は奄美大島以南に相当

北緯30度以南はトカラ列島以南に相当

(イ) 移動制限地域内の移動制限植物について消毒したと認める基準
(植物防疫法施行規則別表5抜粋、第35条の6関係)

植物	消毒の方法			備考
	方法	消毒基準温度	消毒時間	
さつまいもの生塊根	蒸熱処理	47～48度	3時間10分	<p>8 さつまいもの生塊根の蒸熱処理は、湿度95パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を4時間で31度から41度まで一定の上昇率で上げてから行う。</p> <p>9 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。</p>

(ウ) 植物防疫法第16条の3（植物等の移動の禁止）に係る移動禁止地域及び植物
(植物防疫法施行規則別表六抜粋、第35条の7関係)

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
二. 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）	イモゾウムシ
四. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥式島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）	アリモドキゾウムシ

ウ ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令

沿革

平成 28 年 9 月 23 日 農林水産省令第六十一号

平成 29 年 10 月 4 日 農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令を次のように定める。

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令

（趣旨）

第一条 この省令は、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、別表に掲げる地域とする。

（作付けの禁止）

第三条 防除区域においては、なす科植物（ソラナム・シシブリーフォリウム及びソラナム・ペルビアナムを除く。以下この条及び次条第二項において同じ。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウが存在していると認めたとほ場以外の場所においてなす科植物の作付けをする場合
- 二 試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けてなす科植物の作付けをする場合

（作付けの許可）

第四条 前条第二号の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該なす科植物の栽培の方法その他の事項につき必要な条件を付して作付けを許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第二号による許可証明書を交付するものとする。
- 3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、当該許可に係るほ場の見やすい場所に、別記様式第三号による表示を行わなければならない。

（移動の制限）

第五条 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う

検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

- 一 防除区域内で生産されたなす科植物の生塊茎等の地下部
 - 二 防除区域内で生産されたなす科植物以外の植物の地下部のうち土の付着したもの
 - 三 防除区域以外の地域で生産された植物の地下部であって、防除区域内で生産された植物の地下部のうち土の付着したものと混在したもの
 - 四 前三号に掲げるものの容器包装
- 2 前項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする日の二日前までに植物防疫官に別記様式第四号による検査申請書を提出しなければならない。
 - 3 植物防疫官は、前項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。
 - 4 第一項の検査の結果、当該移動制限植物等についてジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認めたときは、植物防疫官は、第二項の規定により検査を申請した者に対し、別記様式第五号による検査合格証明書を交付するものとする。

（移動の許可）

- 第六条 前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第六号による申請書を提出しなければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該移動制限植物等の移動の方法及び移動後の管理の方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第七号による許可証明書を交付するものとする。
 - 3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る移動制限植物等に添付して移動させなければならない。

（廃棄の措置）

- 第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又

は大空町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員)の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年十月二十三日から施行する。

(この省令の失効)

第二条 この省令は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表（第二条関係）

北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉